

(目的)

第1条 この規程は、本大学における課外活動団体について定める。

2 全ての課外活動団体は、学生による自主性を尊重した活動によって人格の修養と健康の増進を重んじ、個性を尊重して各人の天賦の特性を伸張させることを目的とする。

(団体の種類)

第2条 学内の課外活動団体は、次のとおりとする。

(1) 甲南大学体育会の加盟団体(以下、「体育会団体」という。)

(2) 甲南大学文化会の加盟団体(以下、「文化会団体」という。)

(3) 任意団体

2 課外活動団体は、所定の手続を経て登録される。

(顧問)

第3条 体育会団体及び文化会団体に、本大学の専任教員を顧問に置く。

2 顧問は、体育会団体及び文化会団体の活動について、学生の自主的活動を尊重のうえ、学生生活支援センター所長と協力しながら、課外活動が健全に図られるよう、本大学の正課外教育の担い手として側面から指導と助言を行うことを役割とする。

3 顧問は、学生生活支援センター所長の推薦により学長が委嘱する。

4 顧問の任期は、1年とする。ただし、再任することを妨げない。

5 学生生活支援センター所長は、顧問が欠員となった場合は、当該団体に対して後任顧問の推薦を依頼する。ただし、当該団体より推薦されない場合は、学生生活支援センター所長が選考のうえ、当該団体の同意を得て、顧問の委嘱を申請することができる。

6 顧問が欠員となり後任が委嘱されるまでの期間又は顧問が長期休業若しくは海外出張等の期間は、学生生活支援センター所長又は学生生活支援センター運営委員が体育会団体及び文化会団体の顧問を代行する。

(指導者)

第4条 体育会団体及び文化会団体に、必要に応じて監督・コーチ等の指導者(以下「指導者」という。)を置くことができる。

2 指導者は、[第1条第2項](#)の目的を達成するために、体育会団体及び文化会団体の所属学生へ技術指導及び助言を行うことを役割とする。

3 指導者は、学生生活支援センター運営委員会の承認により同センター所長が委嘱する。

4 指導者の任期は、1年とする。ただし、再任することを妨げない。

(部則の遵守)

第5条 課外活動団体は、部則・規約等を定め、活動にあたり法令とともにこれを遵守しなければならない。

(設立手続)

第6条 学生が体育会団体及び文化会団体を設立しようとするときは、所定の用紙に、名称、趣旨、部則・規約、顧問、幹部及び指導者を記入し、会員名簿を添えて学生生活支援センターに提出し、同センター運営委員会の承認を得なければならない。

2 学生が任意団体を設立しようとするときは、所定の用紙に、名称、趣旨及び幹部を記入し、会員名簿を添えて学生生活支援センターに提出し、同センター運営委員会の承認を得なければならない。

(変更手続)

第7条 課外活動団体は、名称、部則・規約、幹部又は会員名簿を変更する際は、学生生活支援センターに変更届を提出しなければならない。

2 体育会団体及び文化会団体は、顧問又は指導者を変更する際は、同センターに変更届を提出し、同センター運営委員会の承認を得なければならない。

(継続手続)

第8条 課外活動団体は、活動の継続を希望する場合、1年に一度、継続届を学生生活支援センターに提出し、同センター運営委員会の承認を得なければならない。

(会計)

第9条 体育会団体及び文化会団体は、1年に一度、学生生活支援センターに会計を報告しなければならない。ただし、スポーツ強化支援室に別途実態調査を報告している場合はこれをもって代えることができる。

(施設設備の利用)

第10条 課外活動団体は、[次の各号](#)に定める施設設備の利用を申請することができる。

(1) 六甲アイランド総合体育施設、講堂兼体育館、iCommons、白川台キャンパス等の施設及びこれらの附属施設設備

(2) 部室

(3) 教室

(4) その他学園・大学の施設設備

(顧問会議)

第11条 学生生活支援センター所長は、必要に応じて同センターのもとに顧問会議を置く。

2 顧問会議は、本大学が定める教育の課外活動への浸透を図るために必要な事項について協議する。

(指導者会議)

第12条 学生生活支援センター所長は、必要に応じて同センターのもとに指導者会議を置く。

2 指導者会議は、課外活動の安全、コンプライアンス・ガバナンスの強化及び本大学が定める教育の課外活動への浸透を図るために必要な事項について協議する。

(指導・処分)

第13条 課外活動団体が、法令、学則に違反するなど本大学の理念にふさわしくない行為をしたときは、学生生活支援センター所長は、当該団体を指導する。

2 前項による指導を経ても改善されない場合、学生生活支援センター所長は、同センター運営委員会の承認に基づき、当該団体に対して活動停止、解散などを命ずることがある。

(活動停止・解散)

第14条 課外活動団体が、部員数の減少等により活動を継続することができないと判断したときは、学生生活支援センター所長は、同センター運営委員会の承認に基づき、当該団体に活動停止又は解散を命ずることがある。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、大学会議の審議を経て、学長が決定する。

附 則

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、学内団体規程(昭和44年7月21日大学会議制定)及び課外活動団体顧問等に関する申合せ(平成13年6月14日部局長会議承認)は廃止する。

附 則

1 この規程は、令和7年5月22日から施行する。